第二条第一項第三十二号中(177)を(179)とし、(174)から(176)までを(176)から(178)までとし、(173)を(174)とし、その次に次のように加える。

(175)　三―メチル―五―フエニルペンタ―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(172)を(173)とし、(105)から(171)までを(106)から(172)までとし、(104)の次に次のように加える。

(105)　三―（六・六―ジメチルビシクロ［三・一・一］ヘプタ―二―エン―二―イル）―二・二―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十五号の十一を第八十五号の十二とし、第八十五号の八から第八十五号の十までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の七の次に次の一号を加える。

八十五の八　二―ターシヤリ―ブチルフエノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の三中「製剤」の下に「。ただし、無水マレイン酸一・二％以下を含有するものを除く。」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リツトル以下の容器に収められた製剤であつて、亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有するもの」とする。

第三条　この政令の施行の際現に二―ターシヤリ―ブチルフエノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2　二―ターシヤリ―ブチルフエノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条　亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条　この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第一号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第一条**　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　機構法第十二条第一項第四号に規定する特定河川工事に関する事項	（新設）
五～十　（略）	四～九　（略）

○農林水産省令第三十六号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第六号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八条第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日　農林水産大臣　山本　有二

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。